

資料 2－1

心理療法（カウンセリング）の公費負担に関する各種制度等についての補足説明事項一覧

1 厚生労働省

- (1) 保険診療の点数及びどのような者が診療報酬の点数のつく行為を行うことができるのか。また、医師の指導の下に行う行為に関し、医師の指導とは具体的にどのような指導であるかについて
- (2) 医師の指導の下に診療報酬の点数のつく行為を行うことができるのは精神保健福祉士のみか、それとも臨床心理士が含まれるか。両者に違いがある場合は、そのような制度になっている背景及び理由について
- (3) 医師が当初の診療計画を立てた場合、当該医師がイメージした治療を受けてほしいと特定の（他の）クリニックを推薦した場合は保険診療の対象となるかについて
- (4) 診療報酬の点数のつく通常カウンセリングと言われるようなものはどういうものか、また精神療法に当たるようなものとしてどのようなものがあるのかについて
- (5) 現在の認知行動療法と P T S D に係る診療報酬について
- (6) 保険診療と自由診療と混合診療（組み合わせの可否）について
- (7) 障害者自立支援法に基づく精神医療に係る公費負担制度について
- (8) 高額医療と精神療法について
- (9) 生活保護制度と心理療法（医療保険制度の適用があるものを含む）について

※ (7)～(9)は資料提出のみ

2 警察庁

- (1) 被害少年カウンセリング（専門家のカウンセリング）の状況について（積極的に被害少年のメンタルケアに取り組んでいる、特に専門家が関わっているようなケースの紹介）
- (2) 部外の精神科医、臨床心理士への業務委託に関してそれぞれの委託人数
- (3) 犯罪被害給付制度について、重傷病給付（上限120万円）の給付額の分布状況、身体疾患がある場合、身体疾患がない場合（精神疾患のみの場合）、それぞれの給付額の分布状況
- (4) 犯罪被害給付制度について、精神障害に係る実際の障害給付（25件）の給付額について（給付額の分布状況及び精神障害に係る障害給付に関する制度上の最高額）

3 文部科学省

文部科学省のスクールカウンセラーとして、様々な心理士の資格の中で臨床心理士を選んだ理由について